

## ロシアのウクライナに対する侵攻を非難する決議

令和4年2月24日、ロシア軍はウクライナへの本格的な軍事侵攻を開始した。戦況は日増しに激化しており、この軍事侵攻で、キエフなどの主要都市では、激しい砲撃で多くの民間人の尊い命が奪われるとともに、ウクライナから逃れる多数の避難民が発生している。

この強行された軍事侵攻は、明白な国際法違反、国連憲章違反で決して許されるものではなく、人権と対話を無視するなど、世界平和を脅かし、国際社会の安全、秩序を著しく損なう暴挙に他ならない。

世界の恒久平和は誰も望むところであり、たとえどんな理由があっても武力行使による解決は、看過することはできない。

また、ウクライナを支援する国々による制裁措置も開始されたが、そうした応酬は、多くの人々を傷つけ、経済に打撃を与え、国際社会の秩序を混乱に陥れていくことになる。このような状況も、ひとえにロシアが招いたことと言わざるを得ない。

ロシアは、最大の核保有国であることを強調し、核戦力部隊が戦闘態勢に入っている。世界で唯一の戦争被爆国である日本としては、核による威嚇と使用を絶対に許すことはできない。

飯田市は、平和憲法に則り、「非核平和都市宣言」を掲げており、このような軍事的暴挙は断じて容認できず、あくまでも、対話による平和的解決が図られるべきである。

飯田市議会として、ロシアのウクライナに対する侵攻を強く非難するとともに、ロシア軍の即時撤退と国際法の順守を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月9日

長野県飯田市議会